

犯罪被害財産支給手続開始決定公告について（お知らせ）

<http://www.kensatsu.go.jp/>

平成 25 年 5 月 8 日

日本司法書士会連合会会長 細 田 長 司 殿

山形地方検察庁検事正 谷 岡 孝 範



犯罪被害財産支給手続開始決定公告の周知について（お願い）

この度、当庁では、ヤミ金融業者から追徴した犯罪被害財産を犯罪被害者の方々に被害回復給付金として支給する「犯罪被害財産支給手続」の開始を決定し、官報に公告することとなりました。

上記手続においては、被害者が全国各地に多数存在することから、各地において司法書士への相談等が相当数予想されます。

つきましては、本件手続を円滑に実施するため、上記公告につき、全国司法書士会への周知方をよろしくお取り計らい願います。

また、被害回復給付金支給制度の申請手続等に関する情報は、検察庁ホームページ (<http://www.kensatsu.go.jp/>) の「被害回復給付金支給制度」欄に掲載しておりますので、併せてお知らせいたします。

なお、本件手続の開始については、平成 25 年 5 月 17 日に官報に掲載して公告する予定ですので、それ以前の周知は御遠慮いただくようお願いいたします。

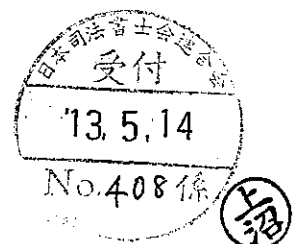
（本件手続に関するお問い合わせ先）

〒 990-0046

山形市大手町 1 番 3 2 号

山形地方検察庁 被害回復給付金担当

電話番号 023-625-2851（直通）



## 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成25年5月17日

山形地方検察

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第3項より犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

### 記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 山形地方検察庁 平成25年第1号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 平成25年5月17日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
  - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間  
平成21年7月上旬頃から平成23年6月中旬頃までの間
  - (2) 支給対象犯罪行為の内容  
長谷川和也、榊原綱一、入江圭則又はその共犯者が、「アシスト」、「セレクト」、「アイティバンク」、「リアル」、「グランド」、「クイック」、「レインボー」等の名モト、「オチアイ」、「マツヤマ」、「ウエスギ」、「マキノ」、「ナカヤマ」、「フクドメ」等の偽名で業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法項違反の罪のうち、法定の利率（1日当たり0.3%）を超える割合による利息を受領する犯行態様については、後記4の(3)を参照
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となる
  - (1) 上記3の(2)記載の検察官が既に把握している貸金業者名
  - (2) 利息等を受領するために使用された銀行等口座

銀行名	名義人	口座番号
イオン銀行アクアマリン支店	スギノ ユウジ	
イオン銀行エメラルド支店	ヤナギサワ アキフミ	
イオン銀行オパール支店	アダチ マサキ	
イオン銀行ガーネット支店	ヤマシタ マサシ	
イオン銀行ダイヤモンド支店	アオキ ゲンキ	
イオン銀行ダイヤモンド支店	タカハシ キヨシ	
イオン銀行ペリドット支店	マエダ アイロウ	
ジャパンネット銀行すずめ支店	アイダ ユウスケ	
ジャパンネット銀行すずめ支店	ツクダ コウスケ	
ジャパンネット銀行すずめ支店	ノグチ トモヤ	
みずほ銀行豊橋支店	ヨシノ カズアキ	
ゆうちょ銀行〇〇八店	ハヤシ ナミオ	10010-7
ゆうちょ銀行〇一八店	ノグチ トモヤ	10190-8
ゆうちょ銀行〇六八店	コシ コウジ	10630-2
ゆうちょ銀行四六八店	オオノギ ミユコ	14650-
ゆうちょ銀行五四八店	モリタ タケシ	15480-
ゆうちょ銀行七六八店	ヤマグチ ユリ	17640-1
ゆうちょ銀行八三八店	ハタケヤマ シンエツ	18330-1
りそな銀行江戸川南支店	アイダ ユウスケ	
りそな銀行新横浜支店	スガイ ケンスケ	
りそな銀行浜松支店	ニシムラ リョウ	
愛知銀行大森支店	カトウ アユミ	
愛媛銀行福山支店	フジワラ セイジ	
横浜銀行渋谷支店	ツクダ コウスケ	
横浜銀行渋谷支店	ノグチ トモヤ	

横浜銀行青葉台支店	イトウ セイミ	6008939
横浜信用金庫高田支店	スガイ ケンスケ	240725
楽天銀行サンバ支店	ニシムラ リョウ	4121837
関西アーバン銀行藤森支店	イデグチ カズヒロ	738992
京都中央信用金庫伏見支店	イデグチ カズヒロ	0544241
群馬銀行深谷支店	ヤナギサワ アキフミ	0719759
広島銀行児島支店	カゲヤ タケシ	3052845
埼玉りそな銀行坂戸支店	キタザワ ヒデト	5067507
埼玉りそな銀行春日部西口支店	コバヤシ キョウジ	4373581
埼玉りそな銀行深谷支店	サカイバラ アキフミ	4574688
三井住友銀行浦和支店	スズキ ヒロノリ	9606740
三井住友銀行横浜中央支店	ミヤザト マサヒロ	7257625
三井住友銀行笹塚支店	ツクダ コウスケ	3490917
三井住友銀行新宿支店	オカダ セイキ	4085587
三井住友銀行池袋東口支店	ハシモト ユウヤ	8549239
三井住友銀行中野支店	アオキ ゲンキ	9111879
三井住友銀行板橋支店	ミナミ ヒフミ	2092439
三井住友銀行伏見支店	イデグチ カズヒロ	1535454
三井住友銀行和歌山支店	コレカワ ヨシテル	7072222
三重銀行今池支店	カトウ アユミ	1343491
三菱東京UFJ銀行浦和支店	ヤマザキ イサム	0124896
三菱東京UFJ銀行春日部支店	マスダ ツヨシ	0045485
三菱東京UFJ銀行瑞江支店	アイダ ユウスケ	0327855
三菱東京UFJ銀行土浦支店	ヤマダ タカヒロ	0029137
三菱東京UFJ銀行東京女子医大出張所	ミナミ ヒフミ	3615010
瀬戸信用金庫大森支店	カトウ アユミ	0807163
西日本シティ銀行宇部支店	テラト トヨコ	1131611
青森銀行階上支店	カミタ カツヒロ	3001201
足利銀行岩槻支店	サトウ ユウジ	2741735
第三銀行上前津支店	スギノ ユウジ	2337171
第三銀行田辺支店	コレカワ ヨシテル	2389181
中京銀行本店営業部	カトウ アユミ	1255-311
東京みらい農業協同組合東久留米支店	サトウ シュンスケ	0024170
萩山口信用金庫湯田支店	モリタ ヒロシ	0487588
百五銀行上前津支店	スギノ ユウジ	240227
武蔵野銀行深谷支店	ヤナギサワ アキフミ	1059000
福岡銀行宇部支店	テラト トヨコ	6879
名古屋銀行塩釜口支店	ヨシカワ タカハル	3462004
留萌信用金庫旭川北支店	ニスギ ヨシタカ	9170818

(3) 主な犯行態様

- ア 前記4(1)記載の同業者名等を名乗って電話をかけ、金員を借りることを勧誘する。
- イ 金員貸付の契約が成立すると、借受人の預貯金口座に現金を振り込む。
- ウ 約1週間ないし15日間の期限で、元利金を一括返済させる。一括返済できないときは、利息のみを振り込ませた上、新たに期限を設け、その期日までに元利金を一括返済させる。
- エ 元利金の返済及び利息の支払いを、指定された銀行等口座へ振り込ませる。

5 開始決定の時の給付資金の額 金655万3427円

6 支給申請期間 平成25年5月17日から平成25年7月16日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 被告人の氏名 ①長谷川 和也 ②榊原 綱一、入江 圭則

(2) 裁判所名 ①仙台高等裁判所 ②山形地方裁判所

(3) 裁判年月日 ①平成24年7月26日 ②平成24年1月24日

(4) 確定年月日 ①平成24年8月10日 ②平成24年2月8日

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人らは共謀の上、「アシスト」などの名称で無登録貸金業を営むとともに、法定の1日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領していたものであるが、平成22年7月21日から同23年6月15日までの間、多数の借受人をして、被告人らが管理する複数の他人名義の口座に現金合計2996万7524円を振込送金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を偽装した。

(罪名)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第1項前段違反

8 この公告に関する問い合わせ先(申請書の持参又は郵送による提出窓口)

〒990-0046 山形県山形市大手町1番32号

山形地方検察庁 被害回復給付金担当 電話番号 023-625-2851

○ 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長(山形地方検察庁検事正)に対して審査の申立てをすることができます(提出先は上記8のとおり)。

○ 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、当該処分をした検察官が所属する検察庁(山形地方検察庁)の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。